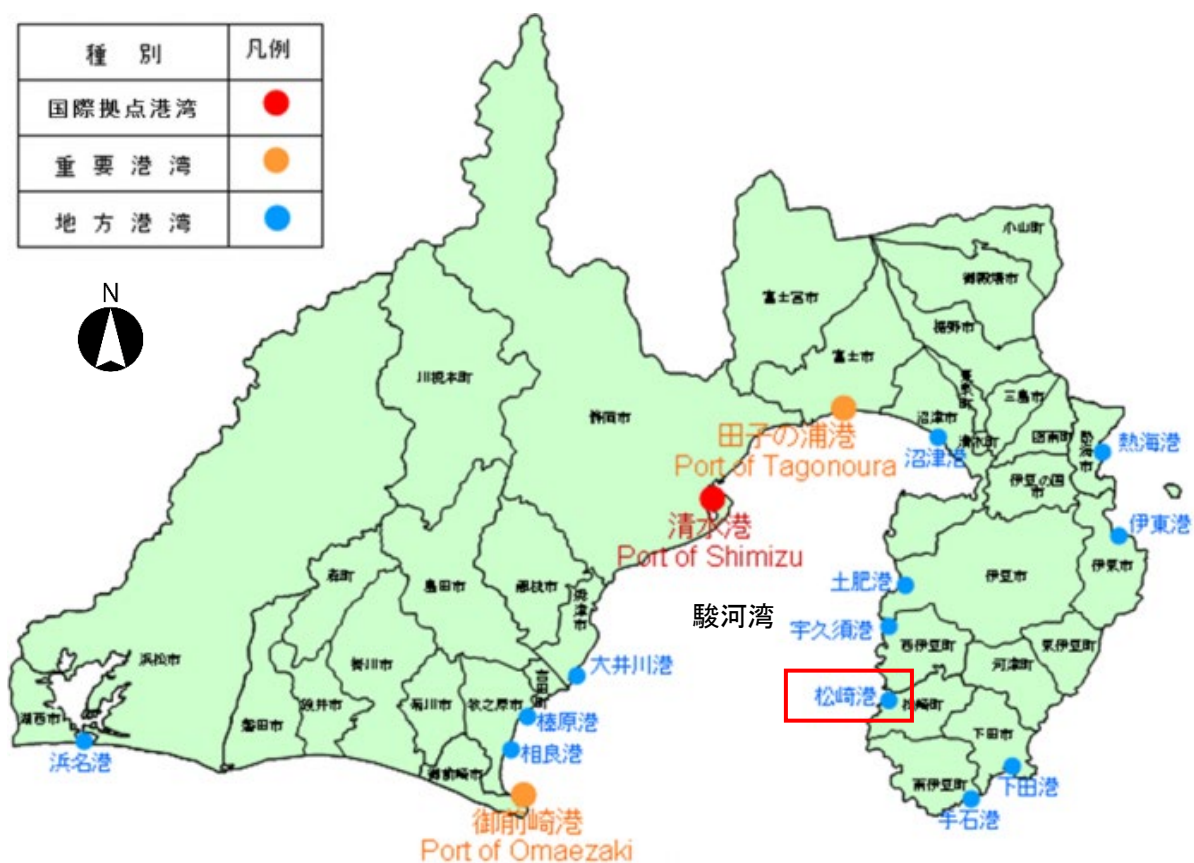


別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

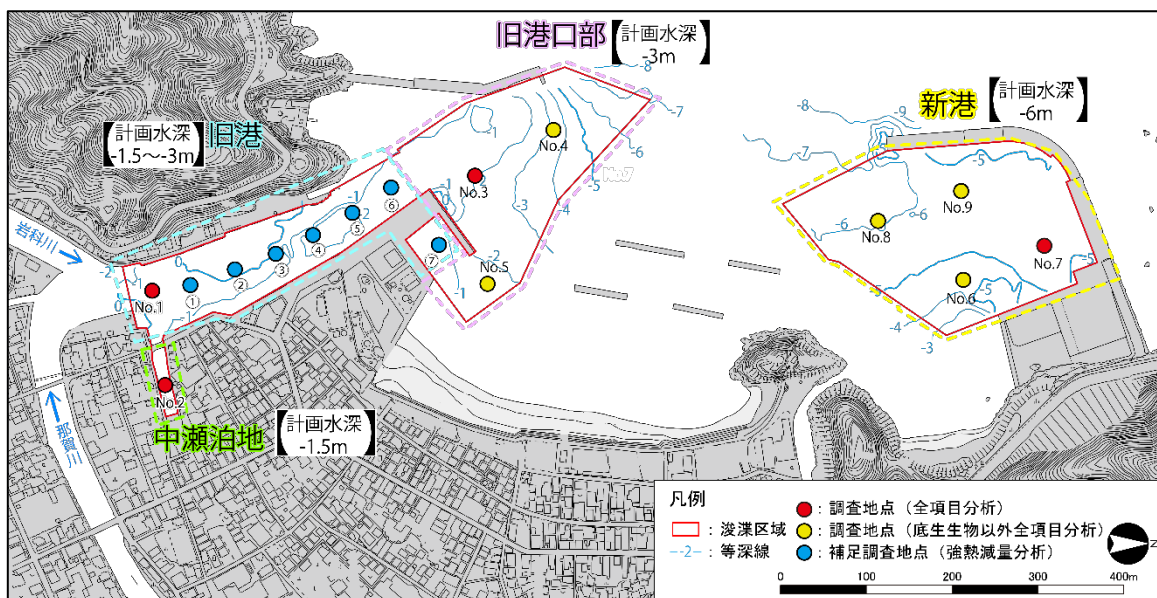
(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は静岡県賀茂郡松崎町の駿河湾に面する松崎港（地方港湾）（図－1.1 参照）の図－1.2 に示す範囲であり、浚渫する土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロで定める規定を満たしているかどうか確認するための資料採取位置は図－1.2、試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数は表－1.1 のとおりである。



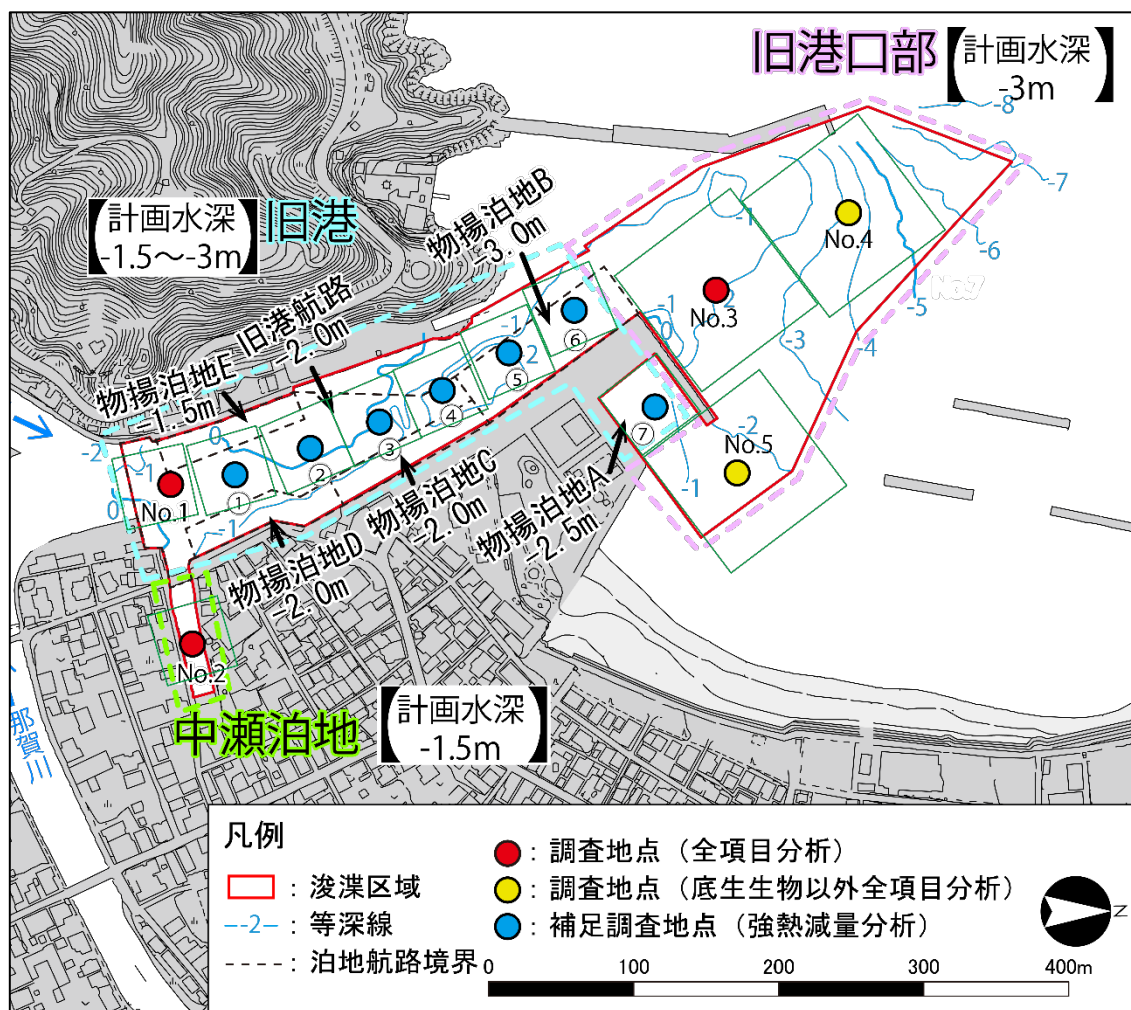
出典）「静岡県の港湾位置図」（静岡県 HP、<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kowan/1003578/1029594.html>、令和 6 年 5 月閲覧）より作成

図－1.1 浚渫を実施する港湾の位置



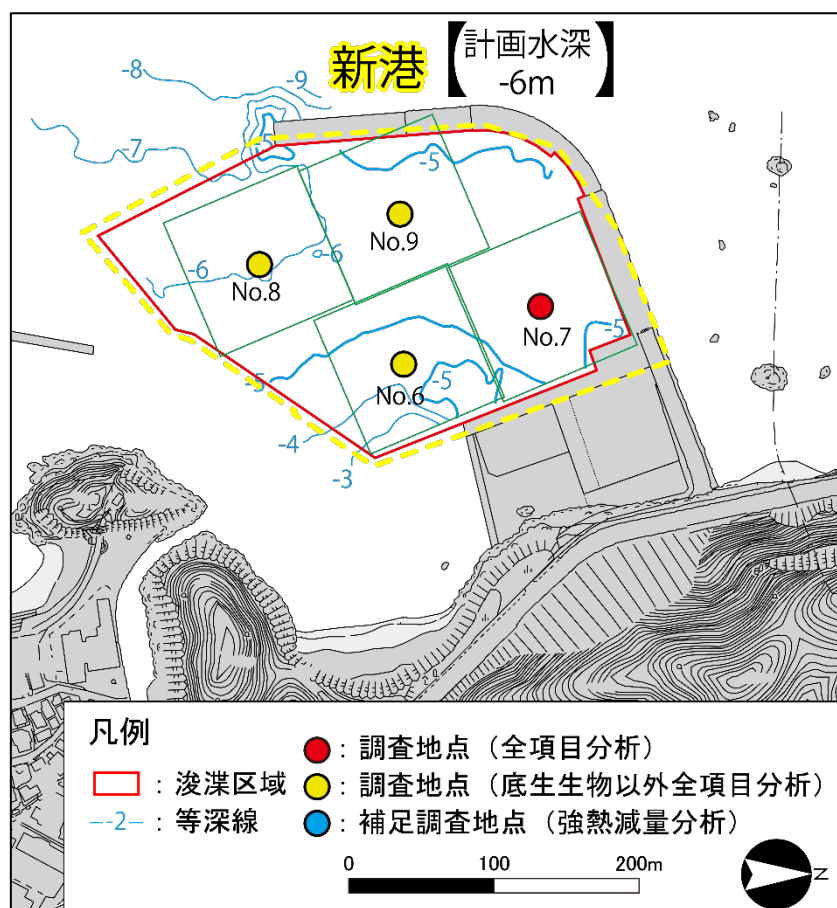
備考) 港内の数値は、現状 (令和 6 年 2 月測量実施) の等深線 (水深 : m) を示す。

図-1.2(1) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置



備考) 港内の数値は、現状 (令和 6 年 2 月測量実施) の等深線 (水深 : m) を示す。

図-1.2(2) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置 (旧港)



備考）港内の数値は、現状（令和6年2月測量実施）の等深線（水深：m）を示す。

図－1.2(3) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置（新港）

表－1.1 試料採取地点と採取層の概要

試料採取日 令和6年3月21日（No. 2, No. 4～No. 9）、22日（No. 1, No. 3, ①～⑦）

エリア	地点 No.	凡例	現況水深 (m)	計画水深 (m)	採取試料厚 (必要浚渫厚) (m)	コア数 (検体)	採泥方法	備考
旧港	1	●	-0.5	-2.0	2.0	2	柱状採泥	全項目分析
	①～⑦	○	—	-1.5～-3.0	0.5	1×7	表層採泥	強熱減量分析
中瀬泊地	2	●	-0.7	※	0.5	1	表層採泥	全項目分析
旧港口部	3	●	-1.5	-3.0	2.0	2	柱状採泥	全項目分析
	4	○	-3.0	-3.0	0.5	1	表層採泥	※※
	5	○	-1.5	-3.0	2.0	2	柱状採泥	※※
新港	6	○	-4.5	-6.0	2.0	2	柱状採泥	※※
	7	●	-5.5	-6.0	1.0	1	柱状採泥	全項目分析
	8	○	-6.0	-6.0	0.5	1	表層採泥	※※
	9	○	-6.0	-6.0	0.5	1	表層採泥	※※

備考）1. 柱状採泥の採取試料深度は、浚渫深と同じであり、計画水深+余堀（0.5m）である。

2. ※：No. 2（中瀬泊地）の計画水深は-1.5mであるが、利用実態に即し、-1.2mまでの浚渫（試料採取）とした。底面余掘りは不要とした。

3. ※※：底生生物を除く全項目を分析した。

4. 柱状試料のコア長はいずれも0.5mを超えることから、判定基準換算値を求め使用した。

5. 凡例○の色分けは、図－1.2の凡例色分けに準ずる。

(2) 海洋投入できる水底土砂に関する政令第 6 条への適合及び水底土砂に係る判定基準（昭和 48 年総理府令第 6 号）への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂が、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和 46 年 政令第 201 号）第 6 条で規定される「特定水底土砂」、「指定水底土砂」^{※2}、「前条第二項第四号に規定する水底土砂」、「前条第二項第五号に規定する水底土砂」のいずれにも該当しない水底土砂（「水底土砂に係る判定基準」^{※1}を下回る土砂）であることを把握するため、浚渫区域の中から図-1.2 に示す地点で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。

これらは以下に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

旧港の那賀川及び岩科川合流部から松崎港堤防までの範囲である旧港の主な土砂供給源は、那賀川及び岩科川からの流入土砂である。よって、2 河川合流部に 1 地点（●凡例、No. 1）調査地点を設けた。底質試料採取深度を浚渫深さ（計画水深+余堀）までとすることで、鉛直方向の性状を把握した。

さらに、水平方向の汚染状況を補完的に把握する目的で、「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類等作成の手引」（環境省、平成 29 年（平成 30 年一部改訂））（以下「手引」という）に従い、50m 間隔で配置した 7 地点（●凡例、①～⑦）において補足調査を行った。その結果、変動していると判断する値は確認されなかった。詳細については、「添付資料-2、1 章 1.2 節（2）浚渫区域の底質（補足調査）」において示す。

旧港の港最奥部に位置する中瀬泊地（面積約 1,200m²）は今回初めて浚渫範囲とすることから、中心付近に 1 地点（●凡例、No. 2）調査地点を設けた。中瀬泊地の計画水深は-1.5m であるが、現在当該泊地を利用している船舶は漁船（1GT、喫水 1.0m）であることから、余裕水深を考慮して-1.2m まで浚渫することとした。底質試料採取深度を浚渫深さ（-1.2m）までとすることで、鉛直方向の性状を把握した。また、No. 2（●凡例）の表層泥を採取し、底生生物を分析した。

旧港の松崎港堤防より港口部の旧港口部の土砂供給源は、那賀川及び岩科川からの流入土砂に加え、海からの漂砂による土砂である。旧港口部は海水の交換効率の良い沿岸域や沖合のような開けた海域であることから、「底質調査方法」（環境省水・大気環境局、平成 24 年）に記載された精密調査の採取地点の設定方法に基づき 100m 間隔で表層水底土砂の調査地点 3 地点（●●凡例）を配置した。底質試料採取深度を浚渫深さ（計画水深+余堀）までとすることで、鉛直方向の性状を把握した。また、中央付近 No. 3（●凡例）の表層泥を採取し、底生生物を分析した。

新港の土砂供給源は、海からの漂砂による土砂である。新港は海水の交換効率の良い沿岸域や沖合のような開けた海域であることから、「底質調査方法」（環境省水・大気環境局、平成 24 年）に記載された精密調査の採取地点の設定方法に基づき 100m 間隔で表層水底土砂の調査地点 4 地点（●●●凡例）を配置した。底質試料採取深度を浚渫深さ（計画水深+余堀）までとすることで、鉛直方向の性状を把握した。また、護岸に囲まれ静穏度が高く汚濁物質が蓄積しやすいと考えられる No. 7（●凡例）の表層泥を採取し、底生生物を分析した。

表－1.2 の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」※¹を下回っている。また、浚渫計画範囲は静岡県の駿河湾沿岸に位置することから、「指定水底土砂」※²に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年 法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める規定を満たした一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

※1:「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 総理府令第 6 号）」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年 政令 201 号）」より定める「特定水底土砂」の判定基準。

※2:「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域）から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が 20%未満である土砂を指す（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年 政令第 209 号）」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和 48 年 環境庁告示第 18 号）」関連）。

表－1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年3月21日 (No.2)、22日 (No.1)

項目	単位	No. 1		No. 2	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
		0～-1.0m	-1.0～-2.0m	0～-0.5m			
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.01	0.02	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.7	0.7	1.0	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1	0.2	<0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	<4	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	1.5	2.9	1.4	10 以下	5 以下	○

※1:有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2:No.1は、柱状試料の厚さが1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m(コア厚)＝0.5倍とした。

表－1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年3月21日(No.4)、22日(No.3)

項目	単位	No. 3		No. 4	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
		0～-1.0m	-1.0～-2.0m	0～-0.5m			
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.7	0.8	0.7	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	<4	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.43	1.6	0.26	10 以下	5 以下	○

※1:有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2:No.3は、柱状試料の厚さが1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m(コア厚)＝0.5倍とした。

表－1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年3月21日

項目	単位	No. 5		No. 6		判定基準 換算値※2	判定
		0～-1.0m	-1.0～-2.0m	0～-1.0m	-1.0～-2.0m		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.7	0.7	0.9	0.7	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.75 以下	○
有機塩素化合物※1	mg/kg	<4	<4	<4	<4	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.45	0.51	1.0	0.72	5 以下	○

※1:有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2:No. 5、No. 6は、柱状試料の厚さが1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m(コア厚)＝0.5倍とした。

表－1.2(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年3月21日

項目	単位	No. 7	No. 8	No. 9	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
		0～1.0m	0～0.5m	0～0.5m			
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.5	0.4	0.9	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	<4	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	1.1	0.11	1.1	10 以下	5 以下	○

※1:有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2:No.7は、柱状試料の厚さが1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m(コア厚)＝0.5倍とした。